

定 款

南国青年会議所

南国青年会議所定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本会議所は、南国青年会議所（英文名 Junior Chamber International Nangoku）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、事務所を香美市商工会2Fに置く。

(目的)

第3条 本会議所の目的は次の通りとする。

- (1) 経済、社会、文化等に関する諸問題の調査、研究及び社会開発計画の積極的推進を図り地域社会に貢献すること。
- (2) 関係諸団体と協力して地域経済及び日本経済の正しい発展を図ること。
- (3) 指導力開発を基調とした指導者訓練及び会員相互の連繫を図ること。
- (4) 日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、国内及び国外の青年と連繫し、国際的理解並びに親善を助長し、人類の幸福と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行なわない。

2. 本会議所は不偏不党を旨とし、特定の宗教や政治団体のために、これを利用しない

(事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため、次の事業を行なう。

- (1) 産業、経済及び文化に関する調査研究並びにその改善及び発展のための諸事業の実施。
- (2) 社会開発計画の推進及び青少年問題に関する事業
- (3) 会員の修練及び相互の新睦に資する行事の開催
- (4) 日本青年会議所及び国際青年会議所並びに国内及び国外の青年会議所並びにその他の諸団体との連携。
- (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員 ・ 会 費 等

(会員の資格)

第6条 本会議所の会員の資格は、南国市、香美市、香南市及びその周辺に居住する者並びに本会議所の趣旨に賛同する者であって20歳以上40歳未満の品格のある者（年度中に40歳に達した者は、その年度中に限り、第17条に規定する直前理事長たる者はその期間中正会員とする。）

(入会)

- 第7条 本会議所に正会員として入会を希望する者は、別に定める「南国青年会議所会員資格規定に基づき、所定の入会手続きをしなければならない。
2. 入会の承認は、理事会が行なう。

(会員及び入会金)

- 第8条 会員は、入会に際し入会金を納付しなければならない。
2. 会員は、毎年所定の納期に年額の会費を納付しなければならない。年度の途中で退会し、又は除名されても既納の会費は返還しない。
 3. 入会金及び会費に関する細目は、「南国青年会議所 会費請求に伴う運営規定」により定める。

(退会)

- 第9条 退会を希望する会員は、退会届を提出しなければならない。
2. 退会するときは、退会年度の年会費を完納しなければならない。

(除名)

- 第10条 本会議所は、会員として適当でないと認められた者について総会の2分の1以上の議決により除名することができる。
2. 総会は、議決の前に、除名しようとする者に弁明の機会を与えるものとする。

第 3 章 会 議

(総会の種類及び招集)

- 第11条 本会議所の総会の種類及び招集は、次のとおりとする。
- (1) 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。
 - (2) 定時総会は毎年3月及び11月に、臨時総会は理事長が必要と認めたとき又は5分の1以上の正会員が総会の目的たる事項を示して請求したときに理事長がこれを招集する。
 - (3) 総会を招集するには、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面を少なくとも5日前に会員に送付しなければならない。

(総会の成立及び議事)

- 第12条 本会議所の総会成立及び議事は次のとおりとする。
- (1) 総会は、正会員の3分の2以上の出席により成立する。
 - (2) 総会の議事は、出席正会員の過半数で決定する。ただし、定款の変更及び本会議所の解散並びに残余財産の処分方法の議決は、出席正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
 - (3) 総会は、理事長がその議長となる。
 - (4) 可否同数のときは、議長がこれを決する。
 - (5) 委任状による出席及び議決権の行使は、正会員に委任した場合に限り有効とする。

(総会の議決事項)

- 第13条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
- (1) 定款の変更

- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びにこれらの変更
- (3) 事業報告及び収支予算の承認
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 本会議所解散及び残余財産処分の決定
- (6) 全員登録の承認
- (7) 次に掲げる事項に関する規則及び規定の設定、変更及び廃止
 1. 南国青年会議所 会員資格規定
 2. 南国青年会議所 会費請求に伴う運営規定

(理事会及び定例会)

第14条 本会議所に理事会をおく。

- (1) 理事会は、本会議所の運営にあたる。
- (2) 理事会は、総会から委任された事項及び総会に提出すべき議題を審議処理する。
- (3) 理事会は、原則として毎月1回これを開催し、臨時理事会は、理事長が必要と認めるときに理事長がこれを招集する。
- (4) 理事会は、理事長の指名によって議長を選出する。
- (5) 理事会の定足数は、理事の2分の1以上とする。
- (6) 議事は、出席理事の過半数を持って決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。
- (7) 定例会は、必要に応じて開催することができる。

(議事録)

第15条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。特に理事会議事録は、当該月の翌月には会員の閲覧に供し、会員より閲覧要求ある時はそれを正当な理由なく拒むことができない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要綱並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 2. 議事録には、議長及び出席した構成員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第16条 本会議所に次の役員を置く。

理事長	1名
直前理事長	1名
副理事長	5名以内
専務理事	1名
事務局長	1名
監事	3名以内

(役員資格及び任免)

第17条 本会議所の役員資格及び任免は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、本会議所の正会員たることを要し、総会において選任及び解任される。
- (2) 直前理事長は、前年度の理事長たる正会員が就任する。
- (3) 理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、事務局長、委員長、副委員長及び監事をもって理事とする。

(役員任期)

第18条 本会議所の役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は、毎年1月1日より同年12月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 年度の途中に選任された役員任期は、その年度末までとする。
- (3) 役員は、任期終了後、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行なうものとする。

(役員任務)

第19条 本会議所の役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、本会議所を代表し所務を総理する。
- (2) 直前理事長は、理事長を補佐する。
- (3) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、副理事長の中より選出する筆頭副理事長を中心にその職務を代行する。
- (4) 専務理事は、理事長を補佐し、事務局を統括し所務を処理する。
- (5) 事務局長は、専務理事を補佐し、所務を処理する。
- (6) 監事は、本会議所の業務及び財産状況を監査する。監事は、理事会及び総会において出席して意見を述べる事が出来る。ただし、理事会における議決権を有しない。

(顧問)

第20条 本会議所に顧問若干名を置くことができる。

- (1) 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- (2) 顧問は、特定事項について理事長の諮問に応ずる。

第 5 章 委 員 会

(委員会の設置)

第21条 本会議所は、その目的達成に必要な重要事項を研究、審議及び実施するために委員会を置く。

(委員の任命)

第22条 本会議所の委員任命は、次のとおりとする。

- (1) 委員会には委員長1名、副委員長2名以内、委員若干名を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、理事長が理事会の承諾を得て任命し、委員は、正会員のうちから理事会の承諾を得て理事長が任命する。

第 6 章 事 務 局

(事務局の設置)

第23条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

(事務局)

第24条 事務局には事務局及びその他の職員を置くことができる。

2. 職員は、理事会の議決を経て定め、理事長が任免する。

(細則)

第25条 前2条のほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第26条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第27条 資産は理事会の議決に基づいて理事長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第28条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第29条 本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(財産の請求権)

第30条 会員は退会し、または除名せられたる場合、本会議所の資産に対しなんらの請求権を有しない。

(解散の場合の会費徴収)

第31条 本会議所は、解散後であっても会員総会の議決を得てその債務を完済するに必要な限度において会員の出損によってその債務を弁済することが出来る。

第 8 章 管 理

(定款その他の書類の備付)

第32条 理事長は、定款、財産目録、会員名簿、諸規定、総会議事録を本会議所事務局に備えて置かなければならない。

2. 理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたとき、正当な理由なくして理事長はこれを拒むことはできない。

(決算関係書類の提出)

第33条 本会議所の決算関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、事業年度の翌年2月に開かれる定時総会の会日の3週間前までに、前事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。
 1. 収支決算書 (証憑含む)
- (2) 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、その定時総会の10日前までに意見書を理事長に提出しなければならない。
- (3) 理事長は、前項の監事の意見を添えて第1項の書類を前記の定時総会に提出しその承認を得なければならない。
- (4) 理事長は、毎事業年度、前記定時総会の会日1週間前までに前記の書類を事務局に備えておかななければならない。
- (5) 理事長は、会員が前記の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなくこれを拒んではならない。

第 9 章 定款改正及び解散

(定款改正)

第34条 本定款は、総会の議決を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の帰属)

第35条 本会議所は、総会の議決を持って解散する。

2. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て、本会議所と目的が類似する公益法人その他の団体に帰属させる。
3. 本会議所が解散する場合は現在会員数の4分の3以上の同意を得られなければならない。

第 10 章 雑 則

(規定)

第36条 本会議所は、運営のため次に掲げる規定を定める。

- (1) 南国青年会議所会員資格規定
- (2) 南国青年会議所会費請求に伴う運営規定
- (3) 南国青年会議所慶弔規定

(細則)

第37条 この定款に定める細則は、理事会の議決を持って別に定める。

附則

平成25年2月21日より施行

南国青年会議所 会員資格規定

第1条 (入 会)

定款6条に該当する入会希望者の入会手続きは次による。

- (1) 入会審議は理事会にて於いて行う。
- (2) 入会月は前期1月、後期7月とする。
- (3) 所定の入会申込書に必要事項を記入し、正会員2名以上の推薦を付し理事長宛に提出する。会員委員会はこれに基づいて調査の上、理事会に於いて報告する。理事会は入会の可否を決定する。
- (4) 推薦者は入会申込書に記入捺印し、必要に応じて理事会に出席して入会希望者に対する諮問に応じなければならない。
- (5) 入会を承認された新入会員は、その月末までに所定の入会金を納入しなければならない。入会金の完納をもって正会員として、議決権を有する。
以前、正会員であったものが一時その資格を喪失した後、再び正会員として入会せんとする場合は、所定の入会金を免除することがある。
- (6) 毎年1月1日現在の正会員は公益社団法人日本青年会議所に登録され、役員及び委員となる資格を有する。

第2条 (会 費)

- (1) 会費は分納する事が認められるが、請求月に分納会費の遅滞が生じた場合、遅滞が生じた翌月に遅滞分も含め一括請求できる。
- (2) 直前理事長として41歳を超える年齢で在籍する場合、会費は半額免除する。

第3条 (休 会)

- (1) 長期にわたる病気、その他の理由により、長期欠席を余儀なくされる会員は、休会届を提出して理事会の承認をうけて休会することができる。
- (2) 休会中の会費については、理事会にて協議することができる

第4条 (賛助会費)

- (1) 賛助会員は、理事会の推薦を受託した時に始まる。
- (2) 賛助会員は委員会・理事会を除くすべての会合に出席し、又本会議所の実施するすべての行事に参加することができる。但し、出席を義務づけられることがない。
- (3) 賛助会員は本会議所の発行するすべての資料を無料で購読配布をうけることが出来る。

第6条 (退会)

- (1) 定款9条に基づき退会届を受理した日から30日以内に理事会にて退会に対する報告を行わなければならない。
- (2) 退会者の会費が遅滞により入金を確認できない場合は、退会年度の翌年度の総会決議をもって欠損として処理することができる。

第7条 (除 名)

理事会は定款第10条の定めにもとづいて除名する。

南国青年会議所 会費請求に伴う運営規定

年会費 100,000円

入会金 20,000円

① 会費請求金額に関する細則

(1) 1月1日 在籍会員及び前期入会者

分納会員 1月～10月 10,000円

計 100,000円

※ 事前登録等の立替金は、随時当該月内もしくは翌月にて請求

一括請求会員 年初1月にて全額納入 100,000円

※ 事前登録等の立替金は、随時当該月内もしくは翌月にて請求。

入会金 20,000円 (前期入会者は入会金を1月末までに納入)

(2) 後期入会者(7月)の取り扱い

入会金 20,000円 (後期入会者は入会金を7月末までに納入)

入会初年度会費 40,000円

分納会員 7月～10月 10,000円

計 40,000円

※ 事前登録等の立替金は、随時当該月内もしくは翌月にて請求

一括請求会員 7月に全額納入 40,000円

※ 事前登録等の立替金は、随時当該月内もしくは翌月にて請求。

② 請求書発行に関する細則

請求書発行は、原則毎月20日とする。概念として、在籍月会費を在籍月に請求。

例) 1月20日の請求書は、書類上「1月分会費」として請求。

③ 退会に伴う細則

退会の際は、全額負担。

南国青年会議所 慶弔規定

第1条（目的）

本規定は、会員の冠婚葬祭、その他の慶弔見舞に関する事項を規定するものである。

第2条（結婚祝金）

会員が結婚した時は、下記の祝金を贈与する。

10,000円

第3条（出産祝金）

会員に出生時は、下記の祝金を贈与する。

5,000円

第4条（香典）

会員又はその配偶者、父母、子が死亡した時は下記の香典を贈与する。

1. 正会員

(イ) 本人死亡

10,000円と生花一基、弔電、
訃報広告を掲載することができる（遺族の了承の上）

(ロ) 配偶者の死亡

5,000円と生花一基、弔電

(ハ) 両親又は子の死亡

5,000円と生花一基、弔電

2. 特別会員

(イ) 本人の死亡

10,000円と生花一基、弔電
訃報広告を掲載することができる（遺族の了承の上）

第5条（通知義務）

会員は本規定に該当する事項が発生した時は、直接もしくは他の会員を通じて遅滞なく事務局に届け出るものとする。

該当事項の発生会員を周知したる会員もこれに準ずるものとする。

第6条（その他）

この規定の解釈に疑義を生じたる場合、又は定められていない事例が生じ時（風水害、火災等）は、正副理事長及び専務理事が協議決定の上理事会に報告する。

第7条

本規定の金額はこれに該当する物品を以って代えることができる。